

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目次

○ 福島県監査委員
監査公表十二件

福島県監査委員

監査公表第16号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により実施した定期監査の結果は、次のとおりです。

平成26年8月22日

福島県監査委員 小 松 山 善 継
福島県監査委員 三 村 博 昭
福島県監査委員 美 馬 武 千 代
福島県監査委員 尾 形 克 彦

- 1 監査実施期間 平成26年6月10日～平成26年7月29日
- 2 監査対象機関 公所13箇所
- 3 監査の結果
平成25会計年度の財務に関する事務について実施した。

(1) 総務部

対象機関	実施年月日	担当監査委員		実施方法	職員調査年月日
大阪事務所	平成26年7月3日	三村 博昭	美馬武千代	実地監査	平成26年5月20日
名古屋事務所	平成26年7月4日	三村 博昭	美馬武千代	実地監査	平成26年5月23日

上記の監査対象機関の財務に関する事務の執行は、適正と認められた。

(2) 保健福祉部

対象機関	実施年月日	担当監査委員		実施方法	職員調査年月日
県南保健福祉事務所	平成26年7月10日	三村 博昭	美馬武千代	実地監査	平成26年6月3日 平成26年6月4日

南会津保健福祉事務所	平成26年7月8日	小桧山善継	尾形 克彦	実地監査	平成26年6月3日 平成26年6月4日
衛生研究所	平成26年7月8日	三村 博昭	美馬武千代	実地監査	平成26年4月23日

- 下記のとおり指導事項が認められたので、措置又は留意・改善するよう指導した。
- 指導事項
- ・ 児童福祉施設入所費負担金の現年度徴収率が、県平均を下回りかつ前年度を下回っている。(県南保健福祉事務所)
- 上記以外の監査対象機関の財務に関する事務の執行は、適正と認められた。

(3) 商工労働部

対象機関	実施年月日	担当監査委員		実施方法	職員調査年月日
ハイテクプラザ	平成26年7月24日	小桧山善継	尾形 克彦	実地監査	平成26年6月6日

- 下記のとおり指導事項が認められたので、措置又は留意・改善するよう指導した。
- 指導事項
- ・ 行政財産使用に伴う管理経費（6か月分の電気料金及び水道料金実費負担分）について、額の確定後速やかに調定すべきところ、年度を越えて平成26年5月に調定を行っている。(ハイテクプラザ)

(4) 農林水産部

対象機関	実施年月日	担当監査委員		実施方法	職員調査年月日
県中農林事務所	平成26年7月24日	小桧山善継	尾形 克彦	実地監査	平成26年6月19日 平成26年6月20日
水産試験場	平成26年7月10日	小桧山善継	尾形 克彦	実地監査	平成26年5月16日

上記の監査対象機関の財務に関する事務の執行は、適正と認められた。

(5) 土木部

対象機関	実施年月日	担当監査委員		実施方法	職員調査年月日
小名浜港湾建設事務所	平成26年7月29日	三村 博昭	美馬武千代	実地監査	平成26年6月12日 平成26年6月13日

上記の監査対象機関の財務に関する事務の執行は、適正と認められた。

(6) 教育委員会

対象機関	実施年月日	担当監査委員		実施方法	職員調査年月日
会津教育事務所	平成26年6月10日	小桧山善継	尾形 克彦	実地監査	平成26年4月22日

上記の監査対象機関の財務に関する事務の執行は、適正と認められた。

(7) 公安委員会

対象機関	実施年月日	担当監査委員		実施方法	職員調査年月日
郡山警察署	平成26年7月8日	三村 博昭	美馬武千代	実地監査	平成26年5月15日
会津若松警察署	平成26年6月10日	小桧山善継	尾形 克彦	実地監査	平成26年4月24日

いわき中央警察署	平成26年 7月10日	小松山善継	尾形 克彦	実地監査	平成26年 5月22日
----------	-------------	-------	-------	------	-------------

上記の監査対象機関の財務に関する事務の執行は、適正と認められた。

(監査総務課)

監査公表第17号

平成26年3月28日監査公表第5号により公表した監査結果について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、福島県教育委員会委員長から次のとおり措置状況の通知があったので、同項の規定によりこれを公表する。

平成26年 8月22日

福島県監査委員 小松山 善 継
 福島県監査委員 三 村 博 昭
 福島県監査委員 美 馬 武千代
 福島県監査委員 尾 形 克 彦
 26教財第218号
 平成26年 5月30日

福島県監査委員 小松山 善 継
 福島県監査委員 三 村 博 昭
 福島県監査委員 美 馬 武千代
 福島県監査委員 尾 形 克 彦
 様

福島県教育委員会委員長 小 野 栄 重 閣

定期監査に係る措置状況について（通知）

平成26年3月18日付け25福監第224号で報告のありましたこのことについて、別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

(別紙)

安積黎明高等学校

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>「指摘事項」 職員手当の支給に不適正なものがある。</p> <p>「事実」 平成25年4月1日付け人事異動により着任した教員Aに対し、単身赴任手当及び住居手当（留守家族）の支給対象外職員であるにも関わらず、当該手当を平成25年4月から同年11月までの8か月間、総額340,000円を誤謬支給している。</p> <p>単身赴任手当 正当支給額 0円 既支給額 232,000円 誤支給額 232,000円</p> <p>住居手当（留守家族） 正当支給額 0円 既支給額 108,000円 誤支給額 108,000円</p> <p>「是正・改善等の意見」 職員手当支給の認定に当たっては、制度の趣旨、関係条例、規則及び運用基準を正しく理解し、誤謬が生じないよう事務処理の改善を図るとともに、チェック体制を確立すること。</p> <p>なお、誤謬による支給を平成23年4月から開始していることから、教育庁職員</p>	<p>誤支給分について返納処理を行い、平成26年3月20日に全額が返納されました。</p> <p>今後、職員手当の支給に当たっては、支給要件等を全職員に周知徹底し、また組織内でのチェック機能を十分働かせ、適正な事務処理に努めてまいります。</p>

課と協議の上、必要な措置を講ずること。

(監 査 総 務 課)

監 査 公 表 第 1 8 号

平成26年3月28日監査公表第10号により公表した監査結果について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、福島県知事から次のとおり措置状況の通知があったので、同項の規定によりこれを公表する。

平成26年8月22日

福島県監査委員 小 松 山 善 継
 福島県監査委員 三 村 博 昭
 福島県監査委員 美 馬 武 千 代
 福島県監査委員 尾 形 克 彦
 26財第633号
 平成26年6月2日

福島県監査委員 小 松 山 善 継
 福島県監査委員 三 村 博 昭
 福島県監査委員 美 馬 武 千 代
 福島県監査委員 尾 形 克 彦
 様

福島県知事 佐 藤 雄 平 閣

平成25年度行政監査の結果に係る措置状況について（通知）

平成26年3月18日付け25福監第229号で報告のありましたこのことについて、別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

(別 紙)

行政監査の結果に係る措置状況について

- 1 監査対象
職員研修について
- 2 所見及び措置の状況について

監 査 委 員 所 見	措 置 状 況
第3 監査委員意見 1 総括的事項について (2) 職員研修規程等における効果測定研修の対象拡大 専門研修、職場研修及び派遣研修においても、必要に応じて研修の効果測定を実施することについて、職員研修規程等の中で位置付けるよう、見直しが必要である。(職員研修課)	(職員研修課) 他県の状況や各部局等の意見等を考慮しながら検討していきたい。
(3) 職員研修規程等における伝達研修の位置付け 伝達研修の有効性を踏まえ、伝達研修の実施について職員研修規程等において位置付ける必要がある。(職員研修課)	(職員研修課) 他県の状況や各部局等の意見等を考慮しながら検討していきたい。
(4) 研修委員会の開催及び組織 新しい研修体系決定時を含め、各研修区分ごとの研修実施状況や研修評価などを踏まえた次年度の研修方針や重点事項の見直しを審議するなど、必要な時期に研修委員会を開催する必要がある。(職員研修課)	(職員研修課) 必要な時期に研修委員会を開催したい。
(5) 研修担当者の明記	

計画的、効率的な研修実施のためにも、事務分掌において研修担当を明記されるよう、各機関に働き掛ける必要がある。（各部局主管課等、職員研修課）

（知事直轄広報課）

知事直轄内各所属に対し依頼文を送付し、研修の重要性の明確化や研修の計画的、効率的実施のため、事務分掌において研修担当を明記するよう求めた。

（総務課）

研修の重要性の明確化や研修の計画的、効率的実施のため、事務分掌において研修担当を明記するよう部内各所属に文書で通知した。

（職員研修課）

平成26年3月20日に各部局等研修担当者会議を開催し、行政監査結果報告書を基に、事務分掌に研修担当を明記するよう周知するとともに、平成26年3月25日付けで各部局等へ文書で依頼した。

（企画調整課）

企画調整課行革担当主任の事務分掌として明記しており、部全体を総括する。なお、所属単位で専門研修等を実施する所属に対し、必要に応じ明記をするよう依頼を行う等、働き掛けを検討する。

（生活環境総務課）

部内各所属に対し依頼文を送付し、研修の重要性の明確化や研修の計画的、効率的実施のため、事務分掌において研修担当を明記するよう求めた。

（保健福祉総務課）

部内各所属に対し通知文を送付し、研修の重要性の明確化や研修の計画的、効率的実施のため、事務分掌において研修担当を明記するよう求めた。

（商工総務課）

事務分掌において研修担当を明記していない機関については、研修の重要性の明確化や研修の計画的、効率的実施のため、研修担当を明記するように部内に周知した。

（農林総務課）

研修担当を事務分掌に明記していない機関に対しては、研修の重要性の明確化や研修の計画的、効率的実施のため、今後個別に事務分掌に明記するよう要請していく。

（土木総務課）

土木部出先機関総務担当次長会議（平成26年5月16日開催）において、研修の計画的、効果的実施の必要性及び研修担当者の事務分掌への明記について周知し

2 基本研修について

(2) 研修を受講しやすい職場環境づくり

基本研修について病休等を除き未受講者がなくなるなど、各機関において、研修を受講しやすい職場環境づくりに努めるよう指導、要請する必要がある。(職員研修課)

3 選択研修について

(1) 選択研修の受講講座の増加

選択研修について、復興・再生を担う人材育成のためにも受講講座の増加を検討する必要がある。(職員研修課)

(2) 職員研修課実施の選択研修の拡充

職員研修課が実施する県庁舎内での選択研修について、研修ニーズを踏まえ、必要に応じた実施回数や受講講座の増加を検討する必要がある。(職員研修課)

4 派遣研修について

(1) 派遣研修の公募制の活用

全ての派遣研修の職員選定において公募制の更なる活用を検討する必要がある。(職員研修課)

(2) 派遣研修の研修成果の活用

派遣研修について、必要に応じ報告会の開催や報告書を公表するなど、更なる研修成果の有効活用や、情報共有化がなされるよう努める必要がある。(職員研修課)

5 専門研修について

(1) 専門研修の体系化

専門的な知識や技術の体系的習得や専門研修の情報共有化を推進する

た。

(出納局出納総務課)

事務分掌に研修担当を明記し、出納局内の研修の計画的、効率的な実施を図ることとした。局内各課は明記している。

(企業局経営企画課)

当局の事務分掌においては、研修担当を明記している。

(職員研修課)

平成26年3月20日に各部局等研修担当者会議を開催し、行政監査結果報告書を基に、研修を受講しやすい職場環境づくりに努めるよう周知するとともに、平成26年4月1日付けで各所属長宛に通知した。

(職員研修課)

選択研修については、復興・再生業務優先から講座数を縮小しているところであるが、現状を勘案の上、受講講座の増加について検討していきたい。

(職員研修課)

実施回数の増加について検討していきたい。

(職員研修課)

各派遣研修の目的及び研修内容等を総合的に勘案しながら、公募制の更なる活用について検討していきたい。

(職員研修課)

平成26年4月7日に平成25年度派遣研修生の帰庁報告を開催したほか、大学院派遣研修生の研修論文概要等をグループウェアの庁内Web「研修のひろば」に掲載するなど、研修成果の情報共有化に努めた。

(職員研修課)

平成26年3月20日に各部局等研修担当

ためにも、必要に応じ専門研修の体系化を図るよう、各部署等に働き掛ける必要がある。(職員研修課)

(2) 研修推進員の設置

専門研修の計画的な進行を推進するため、必要に応じ研修推進員を設置するよう、各部署等に働き掛ける必要がある。(職員研修課)

(3) 専門研修ニーズの把握

専門研修の効率的、効果的実施のためにも、研修効果測定としてのアンケートを活用するなど、更なる研修ニーズの把握に努められたい。

(4) 必要な研修の計画的実施

職員が担当する事務を執行するのに直接必要な専門的知識等の修得のため、必要な研修が計画的に実施されるよう今後も努められたい。

6 職場研修について

(1) 「OJTの手引き」の活用

職場研修を円滑かつ効果的に実施するためにも、「OJTの手引き」を活用するよう努められたい。

さらに、「OJTの手引き」について、各機関において十分活用されていない状況であったため、職場研修の充実・強化のためにも、その活用について働き掛ける必要がある。(職員研修課)

(2) 各種指導者養成講座修了者による各種研修の実施

各種指導者養成講座修了者による職場における各種研修の実施について、その状況を確認するとともに、当該修了者を活用した研修実施の推

進を推進し、行政監査結果報告書を基に、必要に応じ専門研修の体系化を図るよう周知するとともに、平成26年3月25日付けで各部署等へ文書で依頼した。

また、「復興・再生を担う専門性を有する人材の育成方針」で、専門研修の充実強化のために、専門研修の体系化を図ることを明記した。

(職員研修課)

平成26年3月20日に各部署等研修担当者会議を開催し、行政監査結果報告書を基に、必要に応じ研修推進員を設置するよう周知するとともに、平成26年3月25日付けで各部署等へ文書で依頼した。

また、「復興・再生を担う専門性を有する人材の育成方針」で、専門研修の充実強化のために、研修推進員の設置について明記した。

(知事直轄広報課)

知事直轄内各所属に対し依頼文を送付し、専門研修の効率的、効果的実施のため、必要に応じてアンケートの活用により、研修効果測定を実施するよう求めた。

(知事直轄広報課)

知事直轄内各所属に対し依頼文を送付し、職員が担当する事務を執行するのに直接必要な専門的知識等の修得のため、必要な研修を計画的に実施するよう求めた。

(知事直轄広報課)

知事直轄内各所属に対し依頼文を送付し、職場研修を円滑かつ効果的に実施するため、「OJTの手引き」を活用するよう求めた。

(職員研修課)

平成26年3月20日に各部署等研修担当者会議を開催し、行政監査結果報告書を基に、「OJTの手引き」の活用について周知するとともに、平成26年3月25日付けで各部署等へ文書で依頼した。

(職員研修課)

平成26年3月20日に各部署等研修担当者会議を開催し、行政監査結果報告書を基に、各種指導者養成講座修了者による

進を検討する必要がある。(職員研修課)

7 自己啓発活動支援について

- (1) 自主研究グループ活動への支援
「職員能力向上支援強化事業」の再開など、自主研究グループ活動への支援の強化を検討する必要がある。
(職員研修課)

8 その他研修実施関係について

- (1) 研修効果測定
ア 主催研修の研修効果測定の実施
主催研修の効果測定は、次回開催の研修見直しや研修評価などの参考となるものであり、必要に応じ研修効果測定を実施するよう、主催する専門研修等の実施機関に対し働き掛ける必要がある。(各部局主管課等、職員研修課)

職場研修の実施について周知するとともに、平成26年3月25日付けで各部局等へ文書で依頼した。

また、接遇指導者養成講座修了者の活用状況について調査を実施したことから、その結果を勘案しながら、更なる活用について検討していきたい。

(職員研修課)

平成26年度から「職員能力活動支援強化事業」の一部(自主学習支援)を再開した。

(知事直轄広報課)

知事直轄内各所属に対し依頼文を送付し、次回開催の研修見直しや研修評価の参考とするため、必要に応じて研修効果測定を実施するよう求めた。

(総務課)

次回開催の研修見直しや研修評価の参考とするため、必要に応じて研修効果測定を実施するよう部内各所属に文書で通知した。

(職員研修課)

平成26年3月20日に各部局等研修担当者会議を開催し、行政監査結果報告書を基に、必要に応じて効果測定を実施するよう周知するとともに、平成26年3月25日付けで各部局等へ文書で依頼した。

(企画調整課)

監査結果について部内各所属に通知した。一部研修において研修後の自己チェックや、アンケートを実施してきた。今後主催する専門研修等においては、必要に応じて研修測定を実施するよう部内で周知を図る。

(生活環境総務課)

部内各所属に対し依頼文を送付し、次回開催の研修見直しや研修評価の参考とするため、必要に応じて研修効果測定を実施するよう求めた。

(保健福祉総務課)

部内各所属に対し通知文を送付し、次回開催の研修見直しや研修評価の参考とするため、必要に応じて研修効果測定を実施するよう求めた。

(商工総務課)

一部研修において、研修後の自己チェックやアンケートを実施してきた。今後主催する専門研修等においては、必要に応じ研修測定を実施するよう部内に周知した。

(農林総務課)

次回開催の研修見直しや研修評価の参考とするため、研修効果測定を必要に応じ実施することについて、各研修実施担当課で検討するよう、本庁各機関に対しては総括主幹会議において要請した。各出先機関に対しては、各種会議等の機会を通じて要請していく。

(土木総務課)

土木部出先機関総務担当次長会議（平成26年5月16日開催）において、各出先機関が実施する研修について、必要に応じ研修効果測定を実施するよう周知した。

技術管理課が主催する専門研修については、研修後、受講者及び講義者へのアンケートを実施し、次年度の研修計画策定の参考としている。

(出納局出納総務課)

局内各課に対し、次回開催の研修見直しや研修評価の参考とするため、必要に応じ研修効果測定を実施するよう求めた。

出納局では、会計事務の適正執行に向けて管理職を対象とした研修を平成25年度から開催するなど研修の充実強化に取り組んでおり、主催する研修等においては、今後も必要に応じアンケート等による効果測定を行い、結果を踏まえて研修の改善等を図ることとしている。

(企業局経営企画課)

局内各所属に対し依頼文を送付し、研修見直しや研修評価の参考とするため、必要に応じ研修効果測定を実施するよう求めた。

なお、平成26年度の企業局職員初任者研修において、研修効果測定のためのアンケート調査を実施した。

(職員研修課)

研修の効果測定方策については、公益財団法人東北自治研修所や公益財団法人ふくしま自治研修センターを始めとする研修専門機関等と連携しながら、引き続き検討していきたい。

イ 研修の効果測定方策の検討

研修の効果測定方策について、公益財団法人東北自治研修所や公益財団法人ふくしま自治研修センターと連携するなどして、新たな試行を行うなど、研修効果測定方策の検討に努める必要がある。（職員研修課）

(2) 主催以外の研修の伝達研修実施
効率性、有効性の観点から、また研修内容の情報共有化を図るためにも、関係職員に対し伝達研修を必要に応じ実施するよう、主催以外の専門研修等実施機関に対し働き掛ける必要がある。(各部局主管課等、職員研修課)

(知事直轄広報課)

直轄内各所属に対し依頼文を送付し、効率性、有効性の観点から、また、情報共有化を図るため、関係職員に対し伝達研修を必要に応じ実施するよう求めた。

(総務課)

効率性、有効性の観点から、また、情報共有化を図るため、関係職員に対し伝達研修を必要に応じ実施するよう部内各所属に文書で通知した。

(職員研修課)

平成26年3月20日に各部局等研修担当者会議を開催し、行政監査結果報告書を基に、必要に応じて伝達研修を実施するよう周知するとともに、平成26年3月25日付けで各部局等へ文書で依頼した。

(企画調整課)

監査結果について部内各所属に通知した。今後主催以外の専門研修等においては、関係職員に対し伝達研修を必要に応じ実施するよう部内で周知を図る。

(生活環境総務課)

部内各所属に対し依頼文を送付し、効率性、有効性の観点から、また、情報共有化を図るため、関係職員に対し伝達研修を必要に応じ実施するよう求めた。

(保健福祉総務課)

部内各所属に対し通知文を送付し、効率性、有効性の観点から、また、情報共有化を図るため、関係職員に対し伝達研修を必要に応じ実施するよう求めた。

(商工総務課)

今後主催以外の専門研修等においては、関係職員に対し伝達研修を必要に応じ実施するよう部内に周知した。

(農林総務課)

関係職員に対する伝達研修については、効率性、有効性の観点から、また情報共有化を図るため、研修受講者の所属において必要に応じ実施するよう、総括主幹会議において要請した。各出先機関に対しては、各種会議等の機会を通じて要請していく。

(土木総務課)

土木部出先機関総務担当次長会議(平成26年5月16日開催)において、研修を効率的、有効的に実施し、また研修内容の情報共有化を図るためにも、必要に応

<p>(3) 研修の開催時期 主催する専門研修、職場研修の実施機関にあっては、有効性の観点からも、研修を年度のできるだけ早い時期に開催されるよう努められたい。</p> <p>(4) パソコン等を活用した研修の強化 専門研修等を主催する部局等に対し、パソコン等を活用した研修の強化について働き掛ける必要がある。 (職員研修課)</p>	<p>じ伝達研修の実施や、資料の回覧等による情報の共有を行うよう周知した。</p> <p>(出納局出納総務課) 局内各課に対し、効率性、有効性の観点から、また、情報共有化を図るため、関係職員に対し伝達研修を必要に応じ実施するよう求めた。</p> <p>(企業局経営企画課) 局内各所属に対し依頼文を送付し、効率性、有効性の観点から、また、情報共有化を図るため、関係職員に対し伝達研修を必要に応じ実施するよう求めた。</p> <p>(知事直轄広報課) 知事直轄内各所属に対し依頼文を送付し、主催する専門研修を年度のできるだけ早い時期に計画的に実施するよう求めた。</p> <p>(職員研修課) 平成26年3月20日に各部局等研修担当者会議を開催し、行政監査結果報告書を基に、パソコン等を活用した研修の強化について周知するとともに、平成26年3月25日付けで各部局等へ文書で依頼した。</p>
--	--

(監査総務課)

監査公表第19号

平成26年3月28日監査公表第10号により公表した監査結果について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、福島県病院事業管理者から次のとおり措置状況の通知があったので、同項の規定によりこれを公表する。

平成26年8月22日

福島県監査委員 小 松 山 善 継
 福島県監査委員 三 村 博 昭
 福島県監査委員 美 馬 武 千 代
 福島県監査委員 尾 形 克 彦
 26病第198号
 平成26年5月30日

福島県監査委員 小 松 山 善 継
 福島県監査委員 三 村 博 昭
 福島県監査委員 美 馬 武 千 代
 福島県監査委員 尾 形 克 彦
 様

福島県病院事業管理者 丹 羽 真 一 様

平成25年度行政監査の結果に係る措置状況について（通知）

平成26年3月18日付け25福監第229号で報告のありましたこのことについて、別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

(別紙)

行政監査の結果に係る措置状況について

- 1 監査対象
職員研修について
- 2 所見及び措置の状況について

監 査 委 員 所 見	措 置 状 況
<p>第3 監査委員意見</p> <p>1 総括的事項について</p> <p>(5) 研修担当者の明記 計画的、効率的な研修実施のためにも、事務分掌において研修担当を明記されるよう、各機関に働き掛ける必要がある。(各部局主管課等)</p> <p>8 その他研修実施関係について</p> <p>(1) 研修効果測定</p> <p>ア 主催研修の研修効果測定の実施 主催研修の効果測定は、次回開催の研修見直しや研修評価などの参考となるものであり、必要に応じ研修効果測定を実施するよう、主催する専門研修等の実施機関に対し働き掛ける必要がある。(各部局主管課等)</p> <p>(2) 主催以外の研修の伝達研修実施 効率性、有効性の観点から、また研修内容の情報共有化を図るためにも、関係職員に対し伝達研修を必要に応じ実施するよう、主催以外の専門研修等実施機関に対し働き掛ける必要がある。(各部局主管課等)</p>	<p>(病院経営課) 病院局、各県立病院の事務分掌においては、研修担当を明記している。</p> <p>(病院経営課) 病院局が主催する研修において、必要に応じ研修効果測定を実施するとともに、各県立病院においても研修効果測定を実施するよう働き掛けてまいります。</p> <p>(病院経営課) 病院局において、関係職員に対して必要に応じ伝達研修を実施するとともに、各県立病院においても、必要に応じ伝達研修を実施するよう働き掛けてまいります。</p>

(監査総務課)

監査公表第20号

平成26年3月28日監査公表第10号により公表した監査結果について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、福島県議会議長から次のとおり措置状況の通知があったので、同項の規定によりこれを公表する。

平成26年8月22日

福島県監査委員 小 松 山 善 継
 福島県監査委員 三 村 博 昭
 福島県監査委員 美 馬 武 千 代
 福島県監査委員 尾 形 克 彦
 26福局総第64号
 平成26年5月30日

福島県監査委員 小 松 山 善 継
 福島県監査委員 三 村 博 昭
 福島県監査委員 美 馬 武 千 代
 福島県監査委員 尾 形 克 彦
 様

福島県議会議長 平 出 孝 朗 囀

平成25年度行政監査の結果に係る措置状況について（通知）

平成26年3月18日付け25福監第229号で報告のありましたこのことについて、別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

(別紙)

行政監査の結果に係る措置状況について

- 1 監査対象
職員研修について
- 2 所見及び措置の状況について

監 査 委 員 所 見	措 置 状 況
-------------	---------

<p>第3 監査委員意見</p> <p>1 総括的事項について</p> <p>(5) 研修担当者の明記 計画的、効率的な研修実施のためにも、事務分掌において研修担当を明記されるよう、各機関に働き掛ける必要がある。(各部局主管課等)</p> <p>8 その他研修実施関係について</p> <p>(1) 研修効果測定</p> <p>ア 主催研修の研修効果測定の実施 主催研修の効果測定は、次回開催の研修見直しや研修評価などの参考となるものであり、必要に応じ研修効果測定を実施するよう、主催する専門研修等の実施機関に対し働き掛ける必要がある。(各部局主管課等)</p> <p>(2) 主催以外の研修の伝達研修実施 効率性、有効性の観点から、また研修内容の情報共有化を図るためにも、関係職員に対し伝達研修を必要に応じ実施するよう、主催以外の専門研修等実施機関に対し働き掛ける必要がある。(各部局主管課等)</p>	<p>(議会事務局総務課) 事務分掌上、総務課企画担当主任が研修担当となっており、計画的、効率的な研修の実施に努めている。</p> <p>(議会事務局総務課) 事務局主催の研修として実施しているものはないが、各課において職場研修(OJT研修)を実施しており、これら職場研修においては、必要に応じ、アンケート等による効果測定の実施も検討したい。</p> <p>(議会事務局総務課) 研修内容の情報共有化を図る意味において、伝達研修は効果があるものと思われるので、今後、必要に応じて、関係職員への伝達研修の実施に努めたい。</p>
--	---

(監査総務課)

監査公表第21号

平成26年3月28日監査公表第10号により公表した監査結果について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定に基づき、福島県教育委員会委員長から次のとおり措置状況の通知があったので、同項の規定によりこれを公表する。

平成26年8月22日

福島県監査委員 小 松 山 善 継
 福島県監査委員 三 村 博 昭
 福島県監査委員 美 馬 武 千 代
 福島県監査委員 尾 形 克 彦
 26教財第235号
 平成26年5月30日

福島県監査委員 小 松 山 善 継
 福島県監査委員 三 村 博 昭
 福島県監査委員 美 馬 武 千 代
 福島県監査委員 尾 形 克 彦
 様

福島県教育委員会委員長 小 野 栄 重 閣

平成25年度行政監査の結果に係る措置状況について(通知)

平成26年3月18日付け25福監第229号で報告のありましたこのことについて、別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

(別紙)

行政監査の結果に係る措置状況について

- 1 監査対象
職員研修について
- 2 所見及び措置の状況について

監 査 委 員 所 見	措 置 状 況

<p>第3 監査委員意見</p> <p>1 総括的事項について</p> <p>(5) 研修担当者の明記 計画的、効率的な研修実施のためにも、事務分掌において研修担当を明記されるよう、各機関に働き掛ける必要がある。(各部局主管課等)</p> <p>8 その他研修実施関係について</p> <p>(1) 研修効果測定</p> <p>ア 主催研修の研修効果測定の実施 主催研修の効果測定は、次回開催の研修見直しや研修評価などの参考となるものであり、必要に応じて研修効果測定を実施するよう、主催する専門研修等の実施機関に対し働き掛ける必要がある。(各部局主管課等)</p> <p>(2) 主催以外の研修の伝達研修実施 効率性、有効性の観点から、また研修内容の情報共有化を図るためにも、関係職員に対し伝達研修を必要に応じて実施するよう、主催以外の専門研修等実施機関に対し働き掛ける必要がある。(各部局主管課等)</p>	<p>(教育総務課)</p> <p>職員研修の重要性を踏まえ、平成26年3月31日に教育庁各課長、各教育事務所長及び教育委員会の所管に属する教育機関の長に対し、以下の事項について教育長通知により指示をした。</p> <p>1 計画的、効率的な研修実施のため、事務分掌に研修担当を明記すること。</p> <p>2 専門研修及び職場研修を実施した所属において、必要に応じて研修効果測定を実施すること。</p> <p>3 必要に応じて研修受講者による伝達研修を実施すること。</p>
--	--

(監査総務課)

監査公表第22号

平成26年3月28日監査公表第10号により公表した監査結果について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、福島県公安委員会委員長から次のとおり措置状況の通知があったので、同項の規定によりこれを公表する。

平成26年8月22日

福島県監査委員 小 松 山 善 継
 福島県監査委員 三 村 博 昭
 福島県監査委員 美 馬 武 千 代
 福島県監査委員 尾 形 克 彦
 福公委(会)第1号
 平成26年6月27日

福島県監査委員 小 松 山 善 継
 福島県監査委員 三 村 博 昭
 福島県監査委員 美 馬 武 千 代
 福島県監査委員 尾 形 克 彦
 様

福島県公安委員会委員長 高 瀬 淳 閣

平成25年度行政監査の結果に係る措置状況について（通知）

平成26年3月18日付け25福監第229号で報告のありました平成25年度行政監査の結果については、別紙のとおり措置を講じましたので地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

(別紙)

行政監査の結果に係る措置状況について

- 1 監査対象
職員研修について
- 2 所見及び措置の状況について

監 査 委 員 所 見	措 置 状 況

<p>第3 監査委員意見</p> <p>1 総括的事項について</p> <p>(5) 研修担当者の明記 計画的、効率的な研修実施のためにも、事務分掌において研修担当を明記されるよう、各機関に働き掛ける必要がある。(各部局主管課等)</p> <p>8 その他研修実施関係について</p> <p>(1) 研修効果測定</p> <p>ア 主催研修の研修効果測定の実施 主催研修の効果測定は、次回開催の研修見直しや研修評価などの参考となるものであり、必要に応じ研修効果測定を実施するよう、主催する専門研修等の実施機関に対し働き掛ける必要がある。(各部局主管課等)</p> <p>(2) 主催以外の研修の伝達研修実施 効率性、有効性の観点から、また研修内容の情報共有化を図るためにも、関係職員に対し伝達研修を必要に応じ実施するよう、主催以外の専門研修等実施機関に対し働き掛ける必要がある。(各部局主管課等)</p>	<p>(警察本部警務部教養課) 各主催専門研修を担当する所属においては、事務分掌表に、指導教養に関することが明記されている。また、各所属においては、教養推進者として次席等を指定しているところである。 今後、主催専門研修を担当する所属及び教養推進者を活用して職員に対する研修等を行っていく。</p> <p>(警察本部警務部教養課) 研修の効果測定については、研修等の実施機関により対応がまちまちだったため、今後は効果測定の重要性を鑑み、各専門研修担当課に対し効果測定等を積極的に行う。</p> <p>(警察本部警務部教養課) 伝達研修については、研修等に参加しなかった職員が研修内容を知る唯一の手段であるので、本部各課による事務指導等の機会に各所属に対して伝達研修の実施の働き掛けを行う。</p>
--	---

(監査総務課)

監査公表第23号

平成26年3月28日監査公表第10号により公表した監査結果について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、福島県代表監査委員から次のとおり措置状況の通知があったので、同項の規定によりこれを公表する。

平成26年8月22日

福島県監査委員 小 松 山 善 継
 福島県監査委員 三 村 博 昭
 福島県監査委員 美 馬 武 千 代
 福島県監査委員 尾 形 克 彦
 26福監第46号
 平成26年6月9日

福島県監査委員 小 松 山 善 継
 福島県監査委員 三 村 博 昭
 福島県監査委員 美 馬 武 千 代
 福島県監査委員 尾 形 克 彦
 様

福島県代表監査委員 美 馬 武 千 代 印

平成25年度行政監査の結果に係る措置状況について（通知）

平成26年3月18日付け25福監第229号で報告のありました平成25年度行政監査の結果については、別紙のとおり措置しましたので地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

(別紙)

行政監査の結果に係る措置状況について

1 監査対象

職員研修について

2 所見及び措置の状況について

監 査 委 員 所 見	措 置 状 況
<p>第3 監査委員意見</p> <p>1 総括的事項について</p> <p>(5) 研修担当者の明記 計画的、効率的な研修実施のためにも、事務分掌において研修担当を明記されるよう、各機関に働き掛ける必要がある。(各部局主管課等)</p> <p>8 その他研修実施関係について</p> <p>(1) 研修効果測定</p> <p>ア 主催研修の研修効果測定の実施 主催研修の効果測定は、次回開催の研修見直しや研修評価などの参考となるものであり、必要に応じ研修効果測定を実施するよう、主催する専門研修等の実施機関に対し働き掛ける必要がある。(各部局主管課等)</p> <p>(2) 主催以外の研修の伝達研修実施 効率性、有効性の観点から、また研修内容の情報共有化を図るためにも、関係職員に対し伝達研修を必要に応じ実施するよう、主催以外の専門研修等実施機関に対し働き掛ける必要がある。(各部局主管課等)</p>	<p>(監査総務課) 研修担当者については、監査委員事務局監査総務課の事務分掌表に明記されている。</p> <p>(監査総務課) 監査総務課主催で毎年、初任者研修会を実施しているが、受講者からのアンケート結果を反映させ、次回開催の研修内容を検討したい。</p> <p>(監査総務課) 主催以外の研修について、受講者は必ず伝達研修を行うこととなっており、研修内容の情報共有化を図っている。</p>

(監査総務課)

監査公表第24号

平成26年3月28日監査公表第10号により公表した監査結果について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、福島県人事委員会委員長から次のとおり措置状況の通知があったので、同項の規定によりこれを公表する。

平成26年8月22日

福島県監査委員 小 松 山 善 継
 福島県監査委員 三 村 博 昭
 福島県監査委員 美 馬 武 千 代
 福島県監査委員 尾 形 克 彦
 25人委第709号
 平成26年5月30日

福島県監査委員 小 松 山 善 継
 福島県監査委員 三 村 博 昭
 福島県監査委員 美 馬 武 千 代
 福島県監査委員 尾 形 克 彦
 様

福島県人事委員会委員長 今 野 順 夫 閣

平成25年度行政監査の結果に係る措置状況について（通知）

平成26年3月18日付け25福監第229号で報告のありました平成25年度行政監査の結果については、別紙のとおり措置しましたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

(別紙)

行政監査の結果に係る措置状況について

- 1 監査対象
職員研修について
- 2 所見及び措置の状況について

監 査 委 員 所 見	措 置 状 況
<p>第3 監査委員意見</p> <p>1 総括的事項について</p> <p>(5) 研修担当者の明記 計画的、効率的な研修実施のためにも、事務分掌において研修担当を明記されるよう、各機関に働き掛ける必要がある。(各部局主管課等)</p> <p>8 その他研修実施関係について</p> <p>(1) 研修効果測定</p> <p>ア 主催研修の研修効果測定の実施 主催研修の効果測定は、次回開催の研修見直しや研修評価などの参考となるものであり、必要に応じ研修効果測定を実施するよう、主催する専門研修等の実施機関に対し働き掛ける必要がある。(各部局主管課等)</p> <p>(2) 主催以外の研修の伝達研修実施 効率性、有効性の観点から、また研修内容の情報共有化を図るためにも、関係職員に対し伝達研修を必要に応じ実施するよう、主催以外の専門研修等実施機関に対し働き掛ける必要がある。(各部局主管課等)</p> <p>9 人事委員会について 人事委員会は、研修の実施状況を調査し、研修方法などに関する研究を行い、その成果を提出するなど適切に対応する必要がある。(人事委員会採用給与課)</p>	<p>(人事委員会事務局総務審査課) 本局は、事務分掌に研修担当者を明記している。</p> <p>(人事委員会事務局総務審査課) 外部研修への参加により研修効果が得られていることから、主催研修は開催していない。 なお、今後参加する外部研修については、その効果を確認し、必要に応じて見直しを行う。</p> <p>(人事委員会事務局総務審査課) 本局は毎週定例的に各課単位の業務打合せを実施していることから、当該打合せを活用するなど、研修受講者が必要に応じて関係職員に伝達研修を実施することができるよう措置する。</p> <p>(人事委員会事務局採用給与課) 人事委員会ではこれまで、「職員の給与等に関する報告及び勧告」において、人材育成及びそのための職員研修の充実・強化について言及しており、職員研修の重要性については、十分に認識しているところである。 今後は、研修に関する調査を進め、人材育成における職員研修のあり方について検討し、人事委員会としての役割を果たしていきたいと考えている。 なお、平成26年度においては、任命権者における職員研修の実施状況等を調査することとしている。</p>

(監査総務課)

監査公表第25号

平成26年3月28日監査公表第10号により公表した監査結果について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、福島県労働委員会会長から次のとおり措置状況の通知があったので、同項の規定によりこれを公表する。

平成26年8月22日

福島県監査委員 小 松 山 善 継
福島県監査委員 三 村 博 昭

福島県監査委員 美馬 武千代
 福島県監査委員 尾形 克彦
 26 労 委 第 63 号
 平成26年 5月23日

福島県監査委員 小松山 善 継
 福島県監査委員 三 村 博 昭
 福島県監査委員 美馬 武千代
 福島県監査委員 尾形 克彦
 様

福島県労働委員会会長 新開 文 雄 団

平成25年度行政監査の結果に係る措置状況について（通知）

平成26年 3月18日付け25福監第229号で報告のありました平成25年度行政監査の結果については、別紙のとおり措置しましたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

（別紙）

行政監査の結果に係る措置状況について

- 1 監査対象
職員研修について
- 2 所見及び措置の状況について

監 査 委 員 所 見	措 置 状 況
<p>第3 監査委員意見</p> <p>1 総括的事項について</p> <p>(5) 研修担当者の明記 計画的、効率的な研修実施のためにも、事務分掌において研修担当を明記されるよう、各機関に働き掛ける必要がある。（各部局主管課等）</p> <p>8 その他研修実施関係について</p> <p>(1) 研修効果測定 ア 主催研修の研修効果測定の実施 主催研修の効果測定は、次回開催の研修見直しや研修評価などの参考となるものであり、必要に応じ研修効果測定を実施するよう、主催する専門研修等の実施機関に対し働き掛ける必要がある。（各部局主管課等）</p> <p>(2) 主催以外の研修の伝達研修実施 効率性、有効性の観点から、また研修内容の情報共有化を図るためにも、関係職員に対し伝達研修を必要に応じ実施するよう、主催以外の専門研修等実施機関に対し働き掛ける必要がある。（各部局主管課等）</p>	<p>（労働委員会事務局審査調整課） 事務分掌において、研修担当者を明記している。</p> <p>（労働委員会事務局審査調整課） 主催研修として、新任職員に対する課内研修を実施している。 課内研修後は、過去の事案を題材に意見交換を行ったり、相談業務を行う際、同僚職員が様々な指導、助言を行い、必要な知識を伝達、習得させるとともに研修の効果を確認している。 なお、研修内容は、アンケート調査を実施し、適時見直すこととした。</p> <p>（労働委員会事務局審査調整課） 研修内容により、課員に周知することが必要なものについては、伝達研修を実施している。</p>

（監査総務課）

監査公表第26号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第1項の規定により包括外部監査人が行った平成23年度の包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、福島県教育委員会委員長から通知があったので、同法第252条の38第6項の規定により、次のとおり公表

する。

平成26年 8月22日

福島県監査委員 小 桧 山 善 継
 福島県監査委員 三 村 博 昭
 福島県監査委員 美 馬 武 千 代
 福島県監査委員 尾 形 克 彦
 26教財第234号
 平成26年 5月30日

福島県監査委員 小 桧 山 善 継
 福島県監査委員 三 村 博 昭
 福島県監査委員 美 馬 武 千 代
 福島県監査委員 尾 形 克 彦
 様

福島県教育委員会委員長 印

平成23年度包括外部監査の結果に基づく措置の状況について（通知）

このことについて、別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第252条の38第6項の規定に基づき通知します。

（別紙）

平成23年度包括外部監査の結果に対する措置の状況

項目名	監査結果報告の内容（要旨）	措 置 の 内 容
18 美術品等取得基金	<p>(6) 基金の監査結果</p> <p>当基金の過去の積立てと基金からの取得状況は以下のとおりである。本来、基金で購入した美術品等は、事後的に県の一般会計予算で買い戻すべきものであると考える。それにより、美術品等の購入に必要な資金が基金残高として維持されることになる。</p> <p>以下の表のとおり、当基金の新規積立ては平成7年度の102百万円をもって終了し、基金残高は724百万円で固定化した。一方、美術品等の県による買い戻しは平成9年度までは毎年実施されていたが、その後は間隔が開き、平成16年度の10百万円の買い戻しを最後に実施されていない。また、基金での新規美術品等の購入も平成18年度を最後に、その後4年間実行されていない。</p> <p>バブル経済がピークを過ぎ、崩壊の兆しが見え始めた平成4年度、5年度においては、一時的に全ての美術品等が県に買い戻され、当基金で保有する美術品等はなくなった。しかし、平成17年度以後は買い戻しが行われないことから、平成22年度末においては、当基金残高のうち678百万円が美術品等で保有するものであり、現預金の残高は46百万円まで減少している。現状のま</p>	<p>平成26年3月31日に26,050千円の買い戻しを行った。</p> <p>美術品等については、作品がいつ市場に出るか不明であるなど、あらかじめ予算計上することが困難な面もあることから、県教育委員会では、基金を活用し、円滑かつ効率的に購入してきたところである。このことから、美術品等の購入を行う上で、基金制度は欠かすことができないものである。</p> <p>現在の福島県では、東日本大震災及び原発事故からの復旧、復興等の緊急かつ大きな財政需要が生じていることから、文化や学術振興に係る予算についても、県全体の中で緊急性、必要性などを総合的に判断しながら、今後も予算措置を検討していくこととしたい。</p>

また、美術品等の購入には大きな支障が生ずる。

当基金は、美術品及び博物館資料の取得を円滑かつ効率的に行うために設置されたものである。すなわち、一般会計の枠外で機動的な美術品等の購入ができるように設定されたものである。したがって、基金側で現物資産を保有し、資金の流動性を失うことは、基金の趣旨に合致しないものと考えられる。

財源の問題から、今後とも一般会計による基金保有現物資産の買取りが困難であるならば、当基金を維持する意味はないので、全額取り崩すべきである。一方、今後当基金を維持し、希少価値のある美術品等の機動的な購入ができるようになるのであれば、可能な限り早い時期に基金が保有する美術品等の買戻しを行い、当基金の現預金残高を増額すべきである。

しかしながら、現在の福島県では、東日本大震災及び原発事故からの復旧、復興等の緊急かつ大きな財政需要が生じていることから、文化や学術振興に係る予算についても、県全体の中で緊急性、必要性などを総合的に判断しながら、予算措置を講ずる必要があると思われる。

よって、当基金を維持するのであれば、福島県民の文化生活的向上や学術振興等の観点から、予算措置が可能となった時点で、速やかに買戻しを行うべきである。

また、当基金で保有する美術品等であっても、現物は県立美術館又は県立博物館で管理保管されている。美術館及び博物館の保有する美術品等の資産に、一般会計で購入したものと基金で保有するものとが混在するのは、資産の現物管理の観点からも望ましくないので、このような観点からも買戻しは必要であると考えられる。

監査公表第27号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第1項の規定により包括外部監査人が行った平成24年度の包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、福島県知事から通知があったので、同法第252条の38第6項の規定により、次のとおり公表する。

平成26年 8月22日

福島県監査委員 小 松 山 善 継
 福島県監査委員 三 村 博 昭
 福島県監査委員 美 馬 武 千 代
 福島県監査委員 尾 形 克 彦
 26人第1111号
 平成26年7月24日

福島県監査委員 小 松 山 善 継
 福島県監査委員 三 村 博 昭
 福島県監査委員 美 馬 武 千 代
 福島県監査委員 尾 形 克 彦
 様

福島県知事 ㊟

平成24年度包括外部監査の結果に基づく措置の状況について（通知）

このことについて、別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第252条の38第6項の規定に基づき通知します。

（別紙）

平成24年度包括外部監査の結果に対する措置の状況

項目名	監査結果報告の内容（要旨）	措置の内容
県税未収金（未納繰越額）の長期滞納者の管理状況（No.4 県北）	<p>長期延滞している県税未収金について、催告の経緯及び回収状況について、ヒアリング及び関連帳票により確認した。その結果、以下の事例は延滞債権の管理状況に問題があり、関係書類の整備や担保物件の現況調査を十分に行うべきである。</p> <p>（事例1）</p> <p>【状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 宅地建物取引業の弁済業務保証金分担金残高が600千円あるため、処分停止対象としていない。 ・ 滞納整理票（税務システムによる滞納未収の台帳）では、平成16年5月に債権（給与以外）の差押を解除した旨の記載があり、管理担当者の説明によると、この債権とは弁済業務保証金分担金を指している。 <p>【結論】</p> <p>滞納整理票における差押解除の記載は事実と異なるものであり、債権管理上、問題がある。早急に記載を訂正するとともに、このような誤りのないよう、台帳記載の不備の有無を検討すべきである。</p> <p>（事例2）</p> <p>【状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成18年11月に課税物件 	<p>長期滞納案件の速やかな整理については、平成26年度税務事務運営方針の重点取組事項として取り組むこととした。</p> <p>なお、個別事例については、下記のとおり。</p> <p>（事例1）</p> <p>県税未収金の台帳である滞納整理票は平成20年度から税務システムの電子ファイルで管理することとしている。</p> <p>税務システムにおける登録内容と当該滞納整理票における記載内容について関係書類と突合し、税務システムの登録内容が正しかったことから滞納整理票の記載内容を修正した。</p> <p>また、県税の債権管理については、税務システム運用マニュアルに基づき、税務システム上で管理することとしていることから、決算処理時にシステム登録内容と差押関係書類等の再突合を行うことを納税担当課長会議で再確認した。</p> <p>（事例2）</p> <p>県税未収金の台帳である滞納整理票は平成20年度から税務システ</p>

への差押実行、平成22年5月に公売により配当金682千円を回収。

- ・ 上記の事実について、「滞納整理票」の添付資料である「経過記事」には記載があるが、「滞納整理票」に記載されていない。
- ・ 事業運営の実態がなく資産処分も完了しているため、平成22年6月に滞納処分停止した。
- ・ 平成24年8月の調査時に法人登記は存在している。

【結論】

滞納整理票（EDP）には平成22年5月の公売に係る記載があるが、手書きの滞納整理票（滞納処分総括表）には記載がない。

県北地方振興局では、EDP導入時に長期延滞の滞納についての過去からの経緯は、EDP入力せず手書きの管理表を用いているが、どちらを正とするかの取扱いがあいまいである。長期延滞の滞納についての台帳管理の方針を明確にするとともに、台帳記載事項の点検を実施すべきである。

（事例3）

【状況】

- ・ 平成20年1月に不動産差押を実行したが、先順位が1億円あり回収不能と判断している。
- ・ 平成22年2月に現況調査し、同年3月に滞納処分停止した。

【結論】

差押物件の現況調査は、平成22年2月の次に平成24年11月に実施されている。しかし、残高が2百万円超と多額の未納残高を残している先であり、先順位の状況や所有権移転の有無の確認のため、少なくとも年1回程度は謄本を入手するなどの現況調査を実施すべきである。

ムの電子ファイルで管理することとしている。

税務システムにおける登録内容と手書きの滞納整理票における記載内容について関係書類と突合し、税務システムの登録内容が正しかったことから手書きの滞納整理票の記載内容を修正した。

また、県税の債権管理については、税務システム運用マニュアルに基づき、税務システム上で管理することとしていることから、決算処理時にシステム登録内容と差押関係書類等の再突合を行うことを、納税担当課長会議で再確認した。

（事例3）

年1回行うことになっている資力回復調査（現況調査）において、市町村財産調査を徹底し、処分停止時点との状況の変化が認められる場合については、登記簿調査等を必ず実施することを徹底した。

県税未収金
（未納繰越
額）の長期
滞納者の管
理状況

長期延滞している県税未収金について、催告の経緯及び回収状況について、ヒアリング及び関連帳票により確認した。その結果、以下の事例は延滞債権の

(No. 5 県
中)

管理状況に問題があり、関係書類の整備や担保物件の現況調査を十分に行うべきである。

(事例1)

【状況】

- ・ 宅地建物取引業の弁済業務保証金分担金残高が600千円あるが、第三債務者である社団法人全国宅地建物取引業保証協会（以下、「協会」という。）に電話確認した結果、先行差押があることが判明したため、換価可能な財産がないと判断し、平成22年2月19日に差押を解除した（国税徴収法第79条第1項第2号（注）による解除）。
- ・ 解散登記はないが法人の実態なく、換価可能な財産もないため平成22年2月17日に滞納処分停止の起案を行い、平成22年3月31日に滞納処分停止を決定した。

【結論】

この事例に関しては次の2つの問題がある。

① 弁済業務保証金分担金の差押解除の判断

ヒアリング時の説明及び資料によると、弁済業務保証金分担金に関して平成22年2月17日に協会への電話確認により第1順位の差押があるため、県の債権に対する返還見込がない旨の回答があったとのことである。これを受け、平成22年2月19日に差押解除通知書を第三債務者である協会宛に発出している。

しかし、電話確認により先順位者があるとの回答を得ただけで差押解除を行うことは次の理由により疑問が残る。

- ・ 滞納処分停止中の他の県税未収金においては、弁済業務保証金分担金のみ差押を継続している例がある。
- ・ 先順位者の債権額が明確でなく、「無益な差押」と言えるかどうかの客観的証拠が不十分である。
- ・ 不動産担保の場合は、先順位私債権等により配当見込が乏しくても担保の解除を行っていない例がある。先順位者が差押を解除する

(事例1)

- ① 差押解除の判断は、その財産価値等について十二分に調査した上で行うとともに、その根拠を書類として明確に残すことを改めて徹底した。
- ② 滞納整理票の事績入力に誤りがないように、関係帳票等の突合を改めて徹底し、より適正に整理することとした。

こともあり得るため、滞納処分停止後の定期的な現況調査で弁済業務保証金分担金の差押状況を継続的にフォローし、差押解除の判断は不納欠損処理の判断時までに行えば良いものとする。

② 滞納処分停止日について当事例の滞納処分調査票決裁日及び滞納処分停止日等に係る帳票の記録は、下記のとおりであった。

・ 滞納整理票（県税システム事績）滞納処分停止：平成22年 2 月17日

・ 滞納処分調査票 調査：平成22年 2 月17日、決裁：平成22年 2 月29日

・ 滞納処分停止調書 調査：平成22年 2 月17日、決裁：平成22年 3 月31日

・ 処分停止画面（県税システム画面）

起案日：平成22年 2 月17日、

決議日：平成22年 3 月31日

正しい日付は、起案日が平成22年 2 月17日、滞納処分停止日（決議日）が平成22年 3 月31日である。滞納処分の停止は債権管理に係る重要な手続であるため、滞納整理票の事績（記録）について、他の書類と一致するよう適正に入力し整理することに、十分留意すべきである。

なお、現行のEDPシステムでは、滞納処分停止の起案日は自動的に滞納整理票に記載されるが、決議（決裁）日は自動的に記載されないため、滞納整理票に決議日を必ず記録することを徹底すべきである。

（事例 2）

【状況】

・ 平成21年 1 月に法人解散しており、換価可能財産なし。

・ 平成21年に滞納処分停止。

・ 課税対象物件は平成19年 7 月に取得したが平成19年 9 月に譲渡されており、差押不可。

・ 平成24年10月に不納欠損処理済み。

【結論】

課税対象物件の不動産の登

（事例 2 及び 3）

不動産取得税の滞納案件については、初期調査において必ず課税対象物件の不動産登記簿謄本を取得し保管することを改めて徹底した。

記簿謄本が確認できなかった。ヒアリングの回答によると、課税取引の存在を確認した時点で課税対象物件の所有権移転が確認されたため、謄本を入手していないとのことである。

所有権移転の有無は債権保全に当たっての重要な情報であるため、このような場合は、所有権移転の事実を確認できる文書を資料として入手し、整理保管しておくべきである。

(事例3)

【状況】

- ・平成21年4月に破産手続開始、配当見込がないため平成23年1月に滞納処分停止。
- ・課税対象物件は平成20年4月に取得したが平成20年12月に譲渡されており、差押不可。

【結論】

課税対象物件の不動産の登記簿謄本が確認できなかった。ヒアリングの回答によると、課税取引の存在を確認した時点で課税対象物件の所有権移転が確認されたため、謄本を入手していないとのことである。

所有権移転の有無は債権保全に当たっての重要な情報であるため、このような場合は、所有権移転の事実を確認できる文書を資料として入手し、整理保管しておくべきである。

回収促進を図るべき県税未収金(未納繰越額)の長期滞納者
(No.6 県南)

長期滞納している県税未収金について、催告の経緯及び回収状況について、ヒアリング及び関連帳票により確認した。その結果、以下の納税者は、現況調査を含めた回収促進策が不十分であると考え。納税者の実態調査を行い、早急に徴収を図るべきものであると考える。

(事例1)

【状況】

- ・平成14年9月に不動産(建物)の差押を実行している。
- ・平成24年3月に法人の本社、代表者ともに変更された。
- ・平成24年8月の現地調査によると、差押対象物件は

(事例1及び2)

課税当初から、土地所有者と建物所有者が係争中であったため、公売が実施できなかったが、公売に向けて予定価格の算出方法を始めとする公売手法等について検討中である。

底地所有者が現在工場として使用している。

- ・平成24年11月に法人の代表者に連絡をとり、納付交渉開始した。

【結論】

課税対象取引が発生したのは平成14年であり、平成14年9月に不動産差押を実行しているが、その後も納付がなく、調定額につき全額未納付の状態であり、平成24年8月の現地調査後によりやうく事態が進展している。

現地調査の結果、担保設定物件の建物は底地所有者が使用しているが、この底地所有者と建物所有者が紛争中で公売困難となっているとのである。

しかし、この底地と建物の所有関係は、底地所有者が平成15年8月に建物を除いて競売により取得した段階で、不動産取得税の課税権者である県は当該取引事実を把握可能である。その後9年間担保物件の公売等について進展がないが、もう少し早い段階での公売が実行できなかったか疑問が残る。担保物件は償却資産であることから、早期に処分すればより高額で処分できたはずである。

当該物件は平成23年の固定資産税評価額が6百万円程度あるとのである。底地権のない建物の公売に関しては公売予定価額の設定が困難と考えられるが、物件の処分により（事例2）の滞納残高を含めて回収が見込めるため、公売の実施に向けて手法等を検討することが望まれる。

（事例2）

【状況】

- ・平成15年5月に納税義務者が贈与により課税物件を取得した。
- ・平成17年3月に不動産（建物）の差押を実行している。
- ・現在、差押対象物件は底地所有者が工場として使用している。
- ・当該課税物件及び担保物件は（事例1）と同一物件である。

【結論】

課税対象取引が発生したのは平成15年であり、平成17年3月に不動産差押を実行しているが、その後も納付がなく、調定額につき全額未納付の状態である。

(事例1)に記載したとおり、この底地と建物の所有関係は、底地所有者が平成15年8月に建物を除いて競売により取得した段階で、県は当該取引事実を把握可能である。その後9年間担保物件の公売等について進展がないが、もう少し早い段階での公売が実行できなかったか疑問が残る。担保物件は償却資産であることから、早期に処分すればより高額で処分できたはずである。

当該物件は平成23年の固定資産税評価額が6百万円程度あるとのことである。底地権のない建物の公売に関しては公売予定価額の設定が困難と考えられるが、物件の処分により(事例1)の滞納残高を含めて回収が見込めるため、公売の実施に向けて手法等を検討することが望まれる。

(事例3)

【状況】

- ・ 畑、山林、原野、居宅等の不動産について差押を実行している。
- ・ 換価可能な土地は居宅部分と思われるが、もともと農地であり農地法に違反している可能性がある。

【結論】

現況調査不足である。居宅について換価価値の有無を検討し、売却可能であれば公売にかけるなど、早急に徴収に向けた対応策を実行すべきである。

(事例4)

【状況】

- ・ 平成20年5月に不動産及び電話加入権の差押を実行している。
- ・ 現在、事業を行っており、ある程度の収入があるものと推測される。

【結論】

現況調査不足である。

(事例3)

差押物件について、再度、現況調査等を行い、換価価値の有無を検討した結果、換価価値がなく公売不可であった。このため、現在、他の財産がないか、調査を実施中である。

(事例4)

公売予告及び納付交渉の結果、一部納付済みであり今後完納となる見込である。

	<p>事業に係る所得等の状況を 確認するとともに、不動産及 び電話加入権の公売を働き掛 けるなど、早急に徴収に向け た対応策を実行すべきである。</p>	
<p>母子寡婦福 祉資金貸付 金等特別会 計</p>	<p>寡婦福祉資金貸付金償還金領 収書(乙)(以下、「領収証書」 という。)No.089999について、 斜線を入れて汚損処理している。 しかし、この書面には金融機関 収納済印が押印されていること から、確実に金融機関に資金が 収納されたものであり、銀行側 で入金処理が行われたものであ る。</p> <p>次に、同時に発行されたNo. 089998の領収証書は、訂正印を 押印の上、償還金の対象月と金 額を訂正し、汚損処理した領収 証書に記載されていた金額を加 算している。未納者にはNo.08 9998及びNo.089999の2枚の領 収証書を発行しているはずであ り、未納者へ渡した領収証書と 県で保管している領収証書と齟 齬が生じていると推定される。 以上により、当該領収証書は汚 損処理ではなく有効に発行され た領収証書として保管すべきも のである。</p> <p>また、以下の経緯からすると、 汚損処理と金額訂正は徴収担当 者が行っており、それは汚損処 理した領収証書の修正印からも 明らかである。そもそも現金で の徴収は不正誤謬のリスクが高 い上、外部証憑の改竄はさらに そのリスクを増大させる行為で ある。したがって、今後はこの ようなことがないように十分留 意すべきである。</p> <p>さらに、滞納者への償還金回 収については、現在、戸別訪問 等を行っており、収納員が現金 で償還金を回収した場合は、収 納員が改めて償還金を県の口座 に振込処理している。このよう な方法は、不正誤謬のリスクが 高まるものであり、内部統制上 問題がある。</p> <p>内部統制の観点からは振込に よる納付以外の方法を認めない ことが望ましい。しかし、回収 促進のために現金回収を容認せ ざるを得ないのであれば、現金 回収時の事務処理手続を明確に</p>	<p>償還回収については原則として 口座振替によるものとしているが、 借受者は母子及び寡婦であるため、 生活困窮者が多く、残高不足や分 割納入により口座振替できなかつ たもの、納入通知書を送付してい るにもかかわらず未納となってい るものについて、借受者宅の訪問 等による償還に努め、その場で現 金回収することもあるなど、償還 率のアップに結び付いている。</p> <p>なお、本業務に関わる職員を対 象とした研修会を開催し、現金に よる受領があった場合は、「母子 及び寡婦福祉資金貸付事務取扱要 領」に基づき適切に処理を行うこ とを再確認するとともに、借受者 の口座振替による手続の普及活動 に努めることについても改めて確 認を行った。</p>

	し、内部牽制機能を強化するなどの対応が必要である。	
港湾整備事業特別会計	<p>(7) 債権回収の管理状況に問題あるもの（指摘）</p> <p>【現況と回収見込（県の見解）】 港湾施設内に設備を保有しており、当該設備は債務者C・Dが1/2ずつ所有する共有持分となっている。このため、使用料も両者が1/2ずつ納付している。債務者Cは原発事故の影響で現在営業を自粛している。債務者Dは平成22年9月に破産手続開始が決定され、現在破産管財人の下で破産手続が進められている。平成23年9月に第3回債権者集会が行われた際、破産管財人より一般債権に係る配当はない見込である旨の説明があった。債務者Dは、納入見込がなく換価できる財産も有しないことから、破産手続終結をもって福島県財務規則第73条に基づく徴収停止の手続を採る予定である。債務者Dの破産手続終結後に債務者Cに納入の交渉を行う予定である。</p> <p>【監査結果】 債務者Dの破産手続に係る経過と、債務者Cからの使用料の納入に関して、関係書類を確認するとともに担当者にヒアリングした結果、当該債権は債務者Cへの債権ではなく、債務者Dに対する債権である。したがって、Cへの債権として管理するのは錯誤であり、債権管理の記録簿等の記載は速やかに訂正すべきである。なお、本件については平成24年11月の調査時の監査人の指摘後、債務者Dに対する債権として取り扱い、平成24年12月のDの破産手続終結後、徴収停止手続を行ったとの説明文書が、平成25年3月22日に監査人に提示された。これにより、本件の実際上の問題は解消している。ただし、本件の本質的な問題は、債務者C・Dとの交渉や入金経緯、破産手続に係る書類提出などを通じて、明らかに残債権の請求先がDであるにもか</p>	<p>港湾施設使用許可申請については、従来から、申請時に関係書類の内容及び使用実態を十分に確認することとしているが、本件のような共有持分に係る申請については、利用計画書を文書で提出していただくことにより使用実態をより確実に把握し、その上で使用許可手続及び債権管理を行っていくこととした。</p> <p>また、納入通知書の送付、債権管理台帳への登録、収入状況確認等一連の債権管理に当たっては、錯誤が生じることのないように、担当者だけでなく、複数でのチェック体制を更に強化することにより、関係書類の内容を十分に把握し、適切な管理を徹底することとした。</p>

かわらず、監査人が指摘するま
でCに対する債権として処理し
ていたことにある。今後の債権
管理に当たってはこのような錯
誤が再発しないように、担当者
のみならず管理責任者も関係書
類の内容を十分に把握し、適切
な管理を行うことを徹底すべ
きである。

(監 査 総 務 課)